

練馬区告示第 **426** 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により特別区道路線の区域をつぎのように変更し、同条第2項の規定により新たに道路となった部分の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和8年8月20日から起算して15日間、本区土木部管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月20日

練馬区長 吉 田 健 一

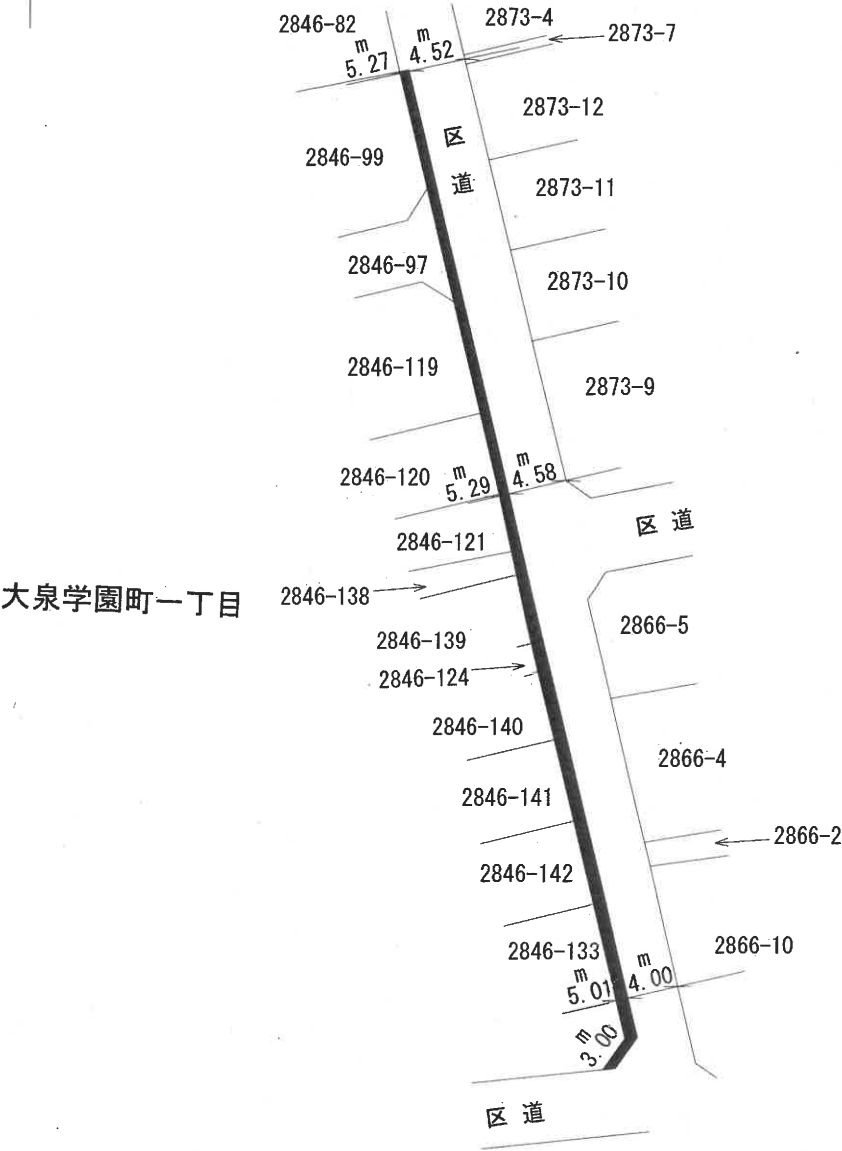
路線名	区 間	起 点 終 点	変更前 後の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	増 面 積 (平方メートル)
33-171	練馬区 大泉学園町 一丁目 2846 番 133 地先	から	変更前	4.00 から 4.58	79.03	———
			変更後	5.01 から 5.29	79.03	69.95

特別区道路線区域変更図

大泉学園町 一丁目 地内

縮 尺 600分の1

- 特別区道
- 区域変更による道路



大泉町五丁目